

第3次岡山市環境基本計画

本編（案）

目次

はじめに	1
.....	1
第1章 計画の基本的事項	2
1 基本計画策定の背景	2
(1) 計画策定の経緯	2
(2) 国内外の動向	3
(3) 岡山市の状況	7
2 計画の視点	12
3 計画の位置づけ	13
4 計画期間	14
5 対象範囲	14
6 計画の対象	14
7 計画の構成	14
第2章 めざす環境像と5つの環境目標・基本目標	15
1 めざす環境像と5つの環境目標	15
2 5つの環境目標と基本目標の内容	16
第3章 環境基本計画の推進について	28
1 推進体制	28
2 進行管理	29
3 環境に配慮した開発等の考え方と誘導	29
4 環境保全施策体系の見直し	29

はじめに

めざす環境像
自然との調和を大切に 市民が中心となり 持続可能な未来をつむぐまち岡山

第2章 めざす環境像と5つの環境目標・基本目標

環境目標1 地球環境



2050年ゼロカーボンシティ
をめざした脱炭素の取組により、環境負荷の少ない社会への転換が進んでいる

基本目標1-1 省エネ及び再エネ導入の推進

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・省エネルギーの推進
- ・市民・事業者の行動変容の促進
- ・岡山市役所における率先行動

基本目標1-2 脱炭素型まちづくりの推進

- ・スマートムーブの推進
- ・地域連携の推進
- ・市民・事業者の行動変容の促進（再掲）
- ・岡山市役所における率先行動（再掲）

基本目標1-3 気候変動適応策の推進

- ・気候変動の影響への適応

環境目標2 循環型社会



ごみの発生抑制と資源の循環利用が進み、循環型社会が実現している

基本目標2-1 減量化・資源化の推進
(3R+ Renewable)

- ・リデュース（ごみを減らす）の推進
- ・リユース（繰り返し使う）の推進
- ・リサイクル（再資源化する）の推進
- ・リニューアブル（再生可能な資源に替える）の推進
- ・食品ロス削減の推進

基本目標2-2 廃棄物の適正な処理

- ・廃棄物の適正処理
- ・廃棄物の適正処理の監視・指導
- ・安全・安心・安定的なごみ処理体制の構築

基本目標2-3 美しいまちづくりの推進

- ・まちの環境美化の推進（美しく、快適なまちづくりの推進）
- ・不法投棄対策の強化
- ・海洋プラスチックごみ対策の推進

環境目標3 自然環境



自然と共生する取組により、生物の多様性が地域の豊かさにつながっている

基本目標3-1 生きものが暮らす多様な環境の保全と創出、再生

- ・生物多様性を育む水辺の保全、維持・強化
- ・生物多様性を育む里地里山や緑地、農地の保全
- ・希少野生生物の保護及び、生物多様性の回復・創出、生態系ネットワークの形成
- ・外来生物対策の推進

基本目標3-2 自然を活用した地域づくり

- ・自然環境の機能を活用したインフラ整備
- ・持続可能な農林水産業及び、有害鳥獣対策の推進
- ・身近な自然にふれあえる地域づくり

基本目標3-3 生物多様性を育む人づくり・仕組みづくり

- ・生物多様性の恵みを意識したライフスタイルへの転換促進
- ・生物多様性についての学び、実践の促進
- ・生物多様性に関わる情報拠点の構築及び、様々な主体との連携の推進

環境目標4 都市・生活環境



安全で快適なまちづくりにより、人々がくらしに高い生活の質を実感している

基本目標4-1 安全で快適な生活環境を維持したまちづくり

- ・公共用水域・地下水の水質の把握
- ・工場・事業場と家庭の排水対策の推進
- ・節水と地下水かん養の推進
- ・工場・事業場等の発生源対策
- ・自動車交通対策の推進
- ・大気汚染の状況の把握及び対策の推進
- ・その他の生活環境保全の推進
- ・有害物質による健康影響の防止
- ・災害時の迅速・的確な環境保全対応

基本目標4-2 水と緑あふれる魅力ある空間づくり

- ・市街地の緑化、緑地保全
- ・岡山市や地域のシンボルとなる街路樹等の創出・育成
- ・水辺や緑道のネットワーク化
- ・快適な環境づくり

基本目標4-3 地域資源の活用と継承によるまちづくり

- ・魅力ある都市景観の保全・形成
- ・歴史的景観と文化遺産の保全・活用



環境目標5 環境教育／行動変容

ESDの推進と創造的革新的な取組が生まれ、環境課題の解決が図られている

基本目標5-1 環境保全やESDに取り組む人材の育成

- ・環境教育・環境学習の場と機会の提供
 - ・ESD地域拠点事業の推進
- ※その他再掲施策あり

基本目標5-2 多様な主体の連携(パートナーシップ)の促進

- ・市民・事業者の自主的・積極的な取組への支援
 - ・市民・事業者・行政のパートナーシップの強化
 - ・各主体の自主的な取組を促進していくための情報提供
- ※その他再掲施策あり

基本目標5-3 新たな手法を活用した環境保全の促進

- ・市民や事業者に行動変容をもたらす制度の活用
- ・企業や大学と連携した環境イノベーションの推進
- ・SDGsの達成にむけた取組の推進
- ・優れた活動の顕彰

第1章 計画の基本的事項

- 1 基本計画策定の背景
- 2 基本計画の基本的な考え方
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画対象範囲
- 6 計画の構成

第3章 環境基本計画の推進について

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 環境に配慮した開発等の考え方と誘導
- 4 事業を事前に調整する仕組み
- 5 環境保全施策体系の見直し

別冊

- 1 アンケート結果などの策定経過に関する事項
- 2 具体的な施策や各基本目標において設定する指標

資料編

- 1
- 2
- 3
- 4

第1章 計画の基本的事項

1 基本計画策定の背景

(1) 計画策定の経緯

岡山市では、「第2次岡山市環境基本計画」を平成24(2012)年3月に策定し、本市の環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進しており、平成29(2017)年3月と令和3(2021)年)6月にそれぞれ改訂し、「豊かな自然と調和した持続可能なまち岡山」をめざす環境像として、さまざまな施策を実施してきました。

同改訂以降、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染など新たな環境問題がクローズアップされています。また、環境省において令和6(2024)年5月には「第六次環境基本計画」が閣議決定されるなど、環境分野における社会情勢は大きく変化しています。

岡山市では、こうした社会情勢の変化や第2次岡山市環境基本計画の進捗状況を踏まえ、「第3次岡山市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

(2) 国内外の動向

1) 脱炭素・カーボンニュートラルの推進

平成 27(2015)年にフランスのパリで開かれた国際会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。これは、地球の平均気温の上昇を産業革命前より 2°Cよりかなり低くおさえ、できれば 1.5°C以内にすることを世界全体の目標とする取り決めです。そして、平成 30(2018)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「1.5°C報告書」において、2050 年頃に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする必要が示されたことから、世界各国で 2050 年カーボンニュートラルを目指す動きが広まりました。

日本では、令和 2(2020)年 10 月に「2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること」を宣言し、令和 3(2021)年 4 月には、「2030 年度において温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指す」ことを表明し、脱炭素施策を推進してきました。

そして、令和 7(2025)年 2 月の「地球温暖化対策計画」改定において、「2035 年度までに 2013 年度比 60%、2040 年度までに 73%の削減」という新たな目標を掲げ、脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた対策強化を進めています。

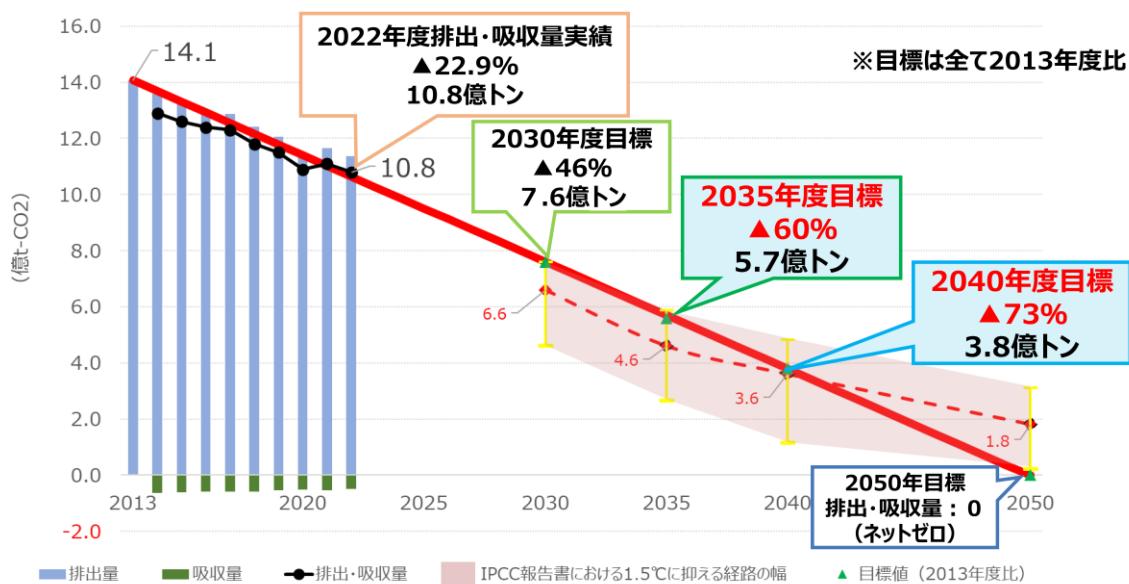


図 1-1 温室効果ガスの次期削減目標（日本の NDC）
(出典：「地球温暖化対策計画の概要」令和 7 年 2 月内閣官房・環境省・経済産業省)

2) 循環型社会の形成

国においては「循環型社会形成推進基本法」に基づき、令和6(2024)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この中で、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が国家戦略として位置づけられています。

サーキュラーエコノミーとは、資源を繰り返し使って廃棄物を減らす持続可能な仕組みをいいます。この観点による身近な課題の一つに、「食品ロス」があります。食品ロスは、資源やお金の無駄になるだけでなく、焼却などの処理によって温室効果ガスが増えるため、環境への影響も大きいとされます。このため、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2(2020)年には国の方針も定められました。

もう一つの重要な課題として、「プラスチックごみ」があります。プラスチックごみは、自然に分解されにくいため、海や陸の環境に長く残り、生物に悪影響を与えます。近年では特に、細かなマイクロプラスチックが海の生物に取り込まれ、それを人間が食べることによる健康への影響が懸念されています。こうした背景から、国においては令和元(2019)年に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」と「プラスチック資源循環戦略」をつくり、令和2(2020)年にはプラスチック製のレジ袋の有料化を実施しました。

また、国の「プラスチック資源循環戦略」においては、これまでの3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：再利用する、リサイクル：再生利用する）に加えて、再生可能な資源（Renewable）の活用を重視しています。「3R+Renewable」により使い捨てプラスチックを減らすだけでなく、資源をできるだけ無駄なく使い、再生可能な素材を利用して環境への負担を減らしていくことを目指しています。

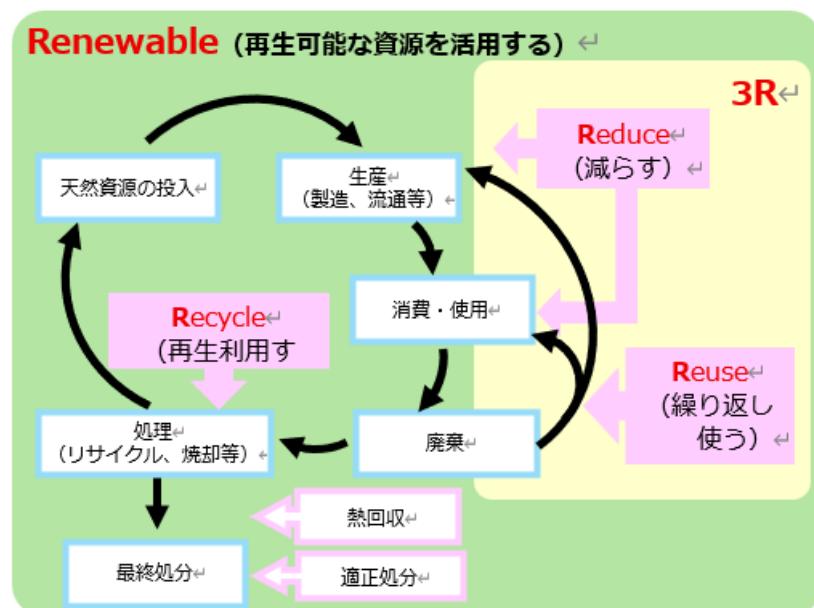


図 1-2 3R+Renewable のイメージ

3) ネイチャーポジティブへの移行

生物多様性の問題に対して、国際的には、平成4(1992)年に生物多様性に関する国際的なルールである生物多様性条約が採択されました。

平成22(2010)年には「生物多様性条約第10回締約国会議」が名古屋市で開催され、令和32(2050)年までの戦略目標20項目を示した「愛知目標」が、令和4(2022)年に「生物多様性条約第15回締約国会議」が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、令和12(2030)年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現するための23項目の新たな世界目標が設定されました。その中の一つが、令和12(2030)年までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」です。

国においては「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の考え方を踏まえ、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」(以下、「国家戦略」という。)が策定され、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現のための戦略と行動計画が具体的に示されました。

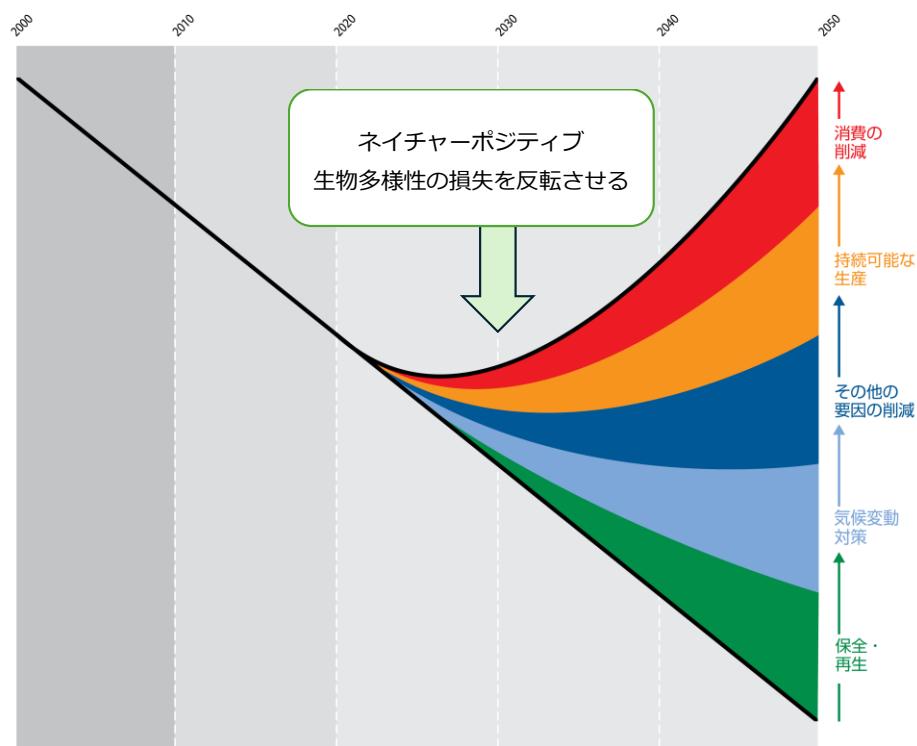


図1-3 ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方
(「地球規模生物多様性概況第5版」(2021年3月、環境省)に加筆)

4) 持続可能な社会の構築を目指して：SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、令和12（2030）年を期限に17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

スウェーデンのレジリエンス研究所のヨハン・ロックストロームにより考案されたSDGsウェディングケーキモデルでは、SDGsの17のゴールをウェディングケーキの層のように「生物圏」、「社会圏」、「経済圏」の3つの階層で説明しています（図1-1）。上位にある「経済圏」の発展はその下の生活や教育など「社会圏」によって成り立ち、「社会圏」は人々が生活するために必要な自然の環境である「生物圏」によって支えられています。



図1-4 SDGs ウェディングケーキモデル
(出典：農林水産省ホームページ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/jirei_SDGs.html)

(3) 岡山市の状況

1) 地球環境

岡山市は令和3(2021)年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」をめざしています。その達成に向け、令和3(2021)年度改訂の「岡山市地球温暖化対策実行計画」や令和5(2023)年度策定の「岡山市脱炭素ロードマップ」に基づき、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進など、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な施策を進めてきました。

岡山市の温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年以降減少を続けていましたが、令和3(2021)年度に増加に転じ、その後再び減少しました。

令和4(2022)年度の温室効果ガス排出量は5,204千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比で20.7%削減している状況ですが、令和4(2022)年度までの平均的な削減ペースが今後も続く場合、令和7(2025)年度中期目標(27.9%削減)及び令和12(2030)年度中期目標(46.0%削減)は達成できない予測となっており、今後より一層の削減に向けた取組が必要な状況です。

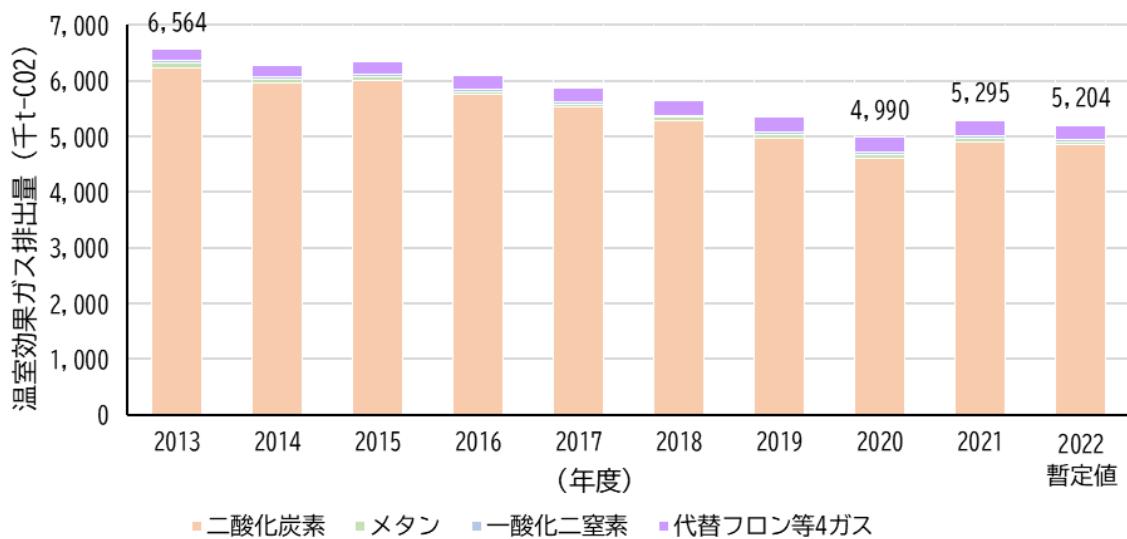


図 1-5 岡山市の温室効果ガス排出量の推移

(出典:「岡山市地球温暖化対策実行計画」)

2) 循環型社会

岡山市では、令和8(2026)年3月策定(予定)の「岡山市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「ごみ処理基本計画」という。)に基づき、ごみの排出抑制や適正処理を総合的・計画的に進めています。また、ごみの減量化・資源化の視点から、ごみ処理基本計画の策定に内包する形で「食品ロス削減推進計画」をとりまとめ、市民、事業者、行政が連携した取組の展開をめざしています。また、将来の世代に誇れる瀬戸内の豊かな海を守るため、河川流域の市町村と市域を超えた連携を行い、令和4(2022)年3月に海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を推進する「岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。

岡山市のごみ排出量(資源化物除く)は令和2(2020)年以降は減少傾向にあり、令和6(2024)年度実績は約18.1万トンで、平成27(2015)年度比で約18%減少しています。令和5(2023)年度における政令指定都市との比較では、ごみ排出量761g/人日で政令指定都市平均710g/人日より51g高く、全体で16番目に位置しています。

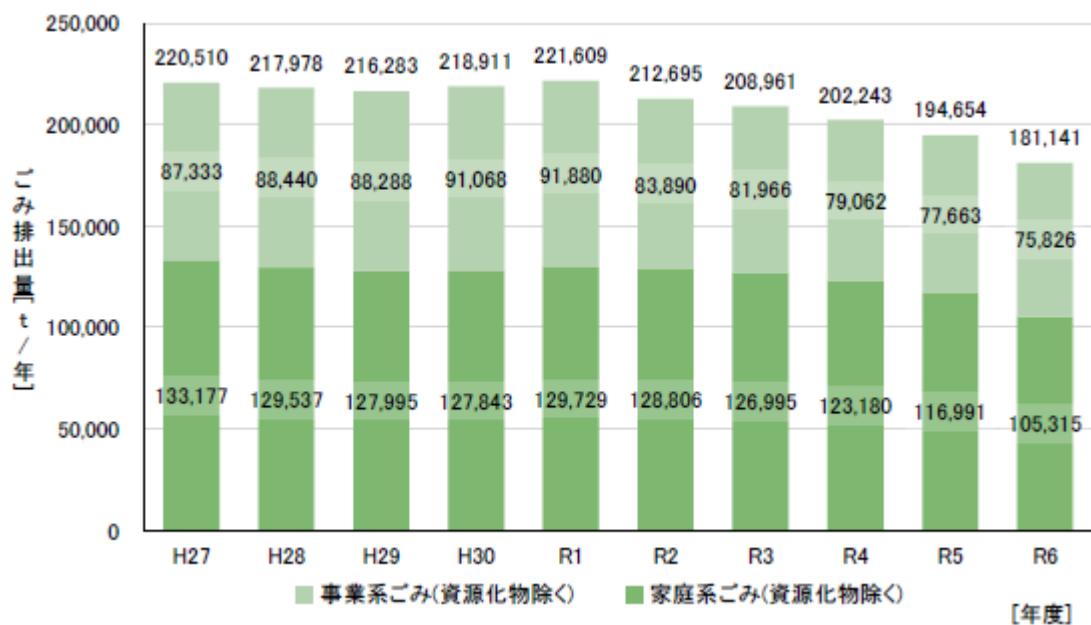


図 1-6 ごみ排出量(資源化物除く)の推移

3) 自然環境

岡山市では、平成 28（2016）年度に身近な場所で多様な自然風景や野生生物に触れ合える環境を保全し、次世代に引き継ぐとともに、生物多様性の保全の施策を総合的・計画的に推進するため、「岡山市生物多様性地域戦略」を策定し、身近な生きものや希少野生生物の保護等について市民・事業者・行政が連携して取り組んできました。

「身近な生きものの里事業」は、地域の身近な野生生物をシンボルに市民や土地所有者が主体的に環境保全活動に取り組む仕組みです。活動団体には資材や情報提供などの面から支援することで、継続的な保全活動を後押ししています。現在、市内の 27 地区が「身近な生きものの里」として認定されており、ホタル、アユモドキ、セツブンソウなど、特定の生物をシンボルに地域特性に応じた保全活動が様々な主体により行われています。

ネイチャーポジティブ実現のため、今後は、市民等等の手により生物多様性保全が図られる地域の候補地の発掘や地域の認定の取組がさらに必要な状況です。

(コラム等)

4) 緑の状況

岡山市では、「岡山市緑の基本計画」に基づき、まちなかの緑の保全や創出を通じて緑地の保全や緑化を進めるなど緑地の保全や緑化を推進しています。また、街路樹再生プログラムを策定し、中心市街地で緑のボリュームアップに取り組んできました。このほか、市民一人あたりの公園面積は岡山県の平均を上回っており、他の政令指定都市を比較しても高い水準にあります。

一方で、岡山市の緑の現状は、緑の量（緑被率等）は特に市街地で減少し、かなり低い水準にあり、緑の質（樹木管理等）も管理不全なものが多い状況です。

岡山市内の小・中学生、市民を対象に実施したアンケートでも市街地、特に中心部に向かうほど緑の豊かさに対する評価が低くなっていますが、公園の利用頻度は比較的高く、市街地における公園緑地のニーズが高いことがわかります。

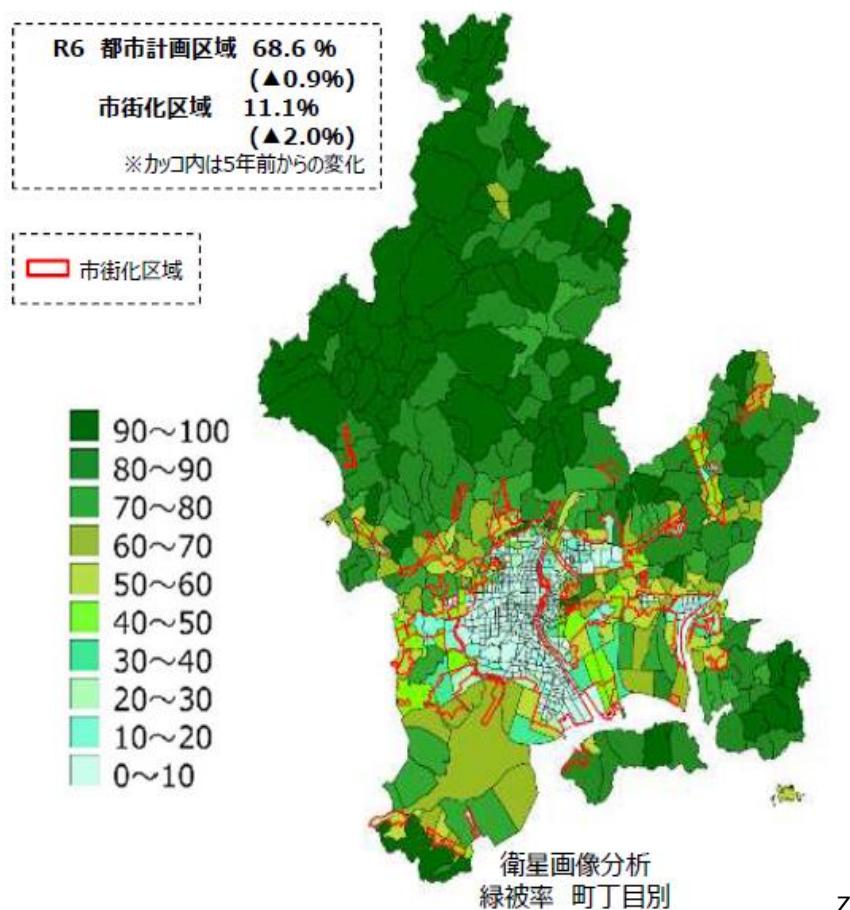


図 1-7 岡山市の緑被率（衛星画像分析）
(出典：「岡山市緑の基本計画」)

5) ESD（持続可能な開発のための教育）の取組

岡山市では平成 17(2005)年に「岡山 ESD プロジェクト」を開始し、現在までに参加団体が約 100 組織に拡大するなど、市民・教育機関・企業・行政が連携した先進的な地域モデルとして継続的に発展しています。現在、「第 3 期 SDGs 未来都市計画（2024～2026）」および「ESD プロジェクト基本構想（平成 17(2005)策定・令和 5(2023)年改訂）」に基づき様々な施策を進めています。市内の小学校区の約 6 割、公民館区（中学校区）単位でも ESD 活動が展開されており、地域全体での学び合いと持続可能な社会像の共有が進んでいます。また、大学・NPO・企業・行政が協働する推進協議会体制が整い、活動の調整・支援・評価を行っています。

現在、令和元(2019)年までのプロジェクトの成果と課題を踏まえ、下記の 8 項目について重点的に取組を進めています。

- 持続可能な地域づくりの推進
- SDGs 達成に向けた実践
- ユース・人材育成
- 地域コミュニティ・公民館・学校での ESD の推進
- 優良事例の顕彰
- ESD 活動の拡大
- 企業・経済団体の取組促進
- 海外や国内との連携

「SDGs 達成に向けた実践」や「地域コミュニティ・公民館・学校での ESD の推進」、「ESD 活動の拡大」などの分野においては環境に関連する取組が含まれ、例えば「環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合を増やすこと」を目標指標に、さらなる活動の展開が図られています。

(コラム等)

2 計画の視点

➤ **視点 1：市民にわかりやすい計画**

本市がめざす環境像やそれを実現する取組を分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働して環境づくりを進めていくための計画とします。

➤ **視点 2：SDGs の視点を取り入れた計画**

第2次岡山市環境基本計画（改訂版）に引き続き、本計画とSDGsの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進やステークホルダーの率先的な取組を促します。また、施策の整理に当たっては、まず岡山市がめざす環境像実現につながる道筋を描き、そこから逆算して必要な課題と取組を可視化した計画とします。さらに、分野横断的に機能するESDの視点を入れることで、SDGsの達成につながる効果的な施策を構築します。

➤ **視点 3：環境変化と社会のニーズに対応した計画**

気候変動や生物多様性の損失など、近年、大きく変化を見せて いる環境分野における社会情勢に柔軟に対応できるよう、短期的な取組や見直しが伴う指標については、点検・評価等において適宜見直しを図ります。

➤ **視点 4：関連計画と連携し整合の取れた施策づくり**

「岡山市第七次総合計画」をはじめ、市の各部署が所管する個別計画との整合性を確保します。あわせて、「生物多様性おかやまプラン」等の環境分野の保全・創造に向けた部門別計画との役割を明確にします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「岡山市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、岡山市の最上位計画である「岡山市第七次総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する計画に位置づけられており、環境分野における個別計画だけでなく、その他の計画についても整合を図ります。



4 計画期間

本計画の計画期間は、第2次岡山市環境基本計画から切れ目なく計画を進めていくため、令和8年度（2026年度）から開始することとします。また、終了年度は「第七次岡山市総合計画」と整合を図り、令和17年度（2035年度）を目標年度とします。

5 対象範囲

本計画の対象範囲は、岡山市全域とします。

なお、市の範囲を越えて広域的に取り組む必要がある課題については、国、岡山県及び周辺市町村と調整・連携・協力を図っていきます。

6 計画の対象

本計画の対象範囲は岡山市環境基本条例第7条に規定する「施策の策定等に係る指針」を基本として設定します。

7 計画の構成

環境分野における社会情勢の変化に、柔軟かつ早期に対応できるよう、計画策定の基本的な考え方に基づき、本計画は2部構成とします。

本計画の「めざす環境像」や「環境目標」などの基本的事項や基本目標、施策については本編にて掲載します。

一方で、本計画策定において実施したアンケート結果などの策定経過に関する事項や具体的な施策や各基本目標において設定する指標などについては、環境の状況や毎年度実施する点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じて見直しが行えるよう、別冊に掲載します。

第2章 めざす環境像と5つの環境目標・基本目標

本計画により達成される岡山市の姿を「めざす環境像」「5つの環境目標」として示します。

【めざす環境像】

自然との調和を大切にし 市民が中心となり 持続可能な未来をつむぐまち 岡山

【5つの環境目標】

1. 2050年ゼロカーボンシティをめざした脱炭素の取組により、環境負荷の少ない社会への転換が進んでいる
2. 資源の循環利用とごみの発生抑制を進め、循環型社会が実現している
3. 自然と共生する取組により、生物の多様性が地域の豊かさにつながっている
4. 安全で快適なまちづくりにより、人々がくらしに高い生活の質を実感している
5. ESDの推進により創造的革新的な取組が生まれ、環境課題の解決が図られている

1 めざす環境像と5つの環境目標

本計画の「めざす環境像」は、岡山市環境基本条例第3条に規定する「基本理念」や「第七次岡山市総合計画」で掲げられる将来都市像の都市・環境における基本方向である「都市と自然が調和する、未来につなぐまちづくり」の実現に寄与するため、国の「第六次環境基本計画」や岡山市環境総合審議会を踏まえて設定しました。

第3次岡山市環境基本計画「めざす環境像」について

第六次環境基本計画(2024)

「環境保全」を通じた現在及び将来世代の生活の質・幸福度(ウェルビーイング)の向上

第七次岡山市総合計画

★市民意識アンケート岡山のよいところ
1「災害が少ない 47.4%」2「自然豊か 33%」

★ワークショップ(環境関連)

・感性的な満足度を求める意見多い。

・豊かな自然、歴史、文化を大切にしながら、生活利便性が高く、安心していきいきと暮らせるまちの両立

<都市づくりの基本方向(都市・環境)>

都市と自然が調和する、未来につなぐまちづくり

岡山市環境基本条例(抜粋)

(前文)

すべての市民の参加により、自然と共生し、環境への負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現する
(基本理念)

本市に暮らし活動するすべての人が参加し、人と自然との共生並びに、物の循環及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境保全を基調とした文化を有することをめざす

岡山市環境審議会委員意見(環境像に入るキーワード意見)

ESD/SDGs(持続可能な開発)、幸福度(ウェルビーイング)/高い生活の質、変革、イノベティブ、行動変容、市民参画

めざす環境像のキーワードの分野

共生

循環

持続可能性

行動変容

幸福

参加

共生 循環

参加

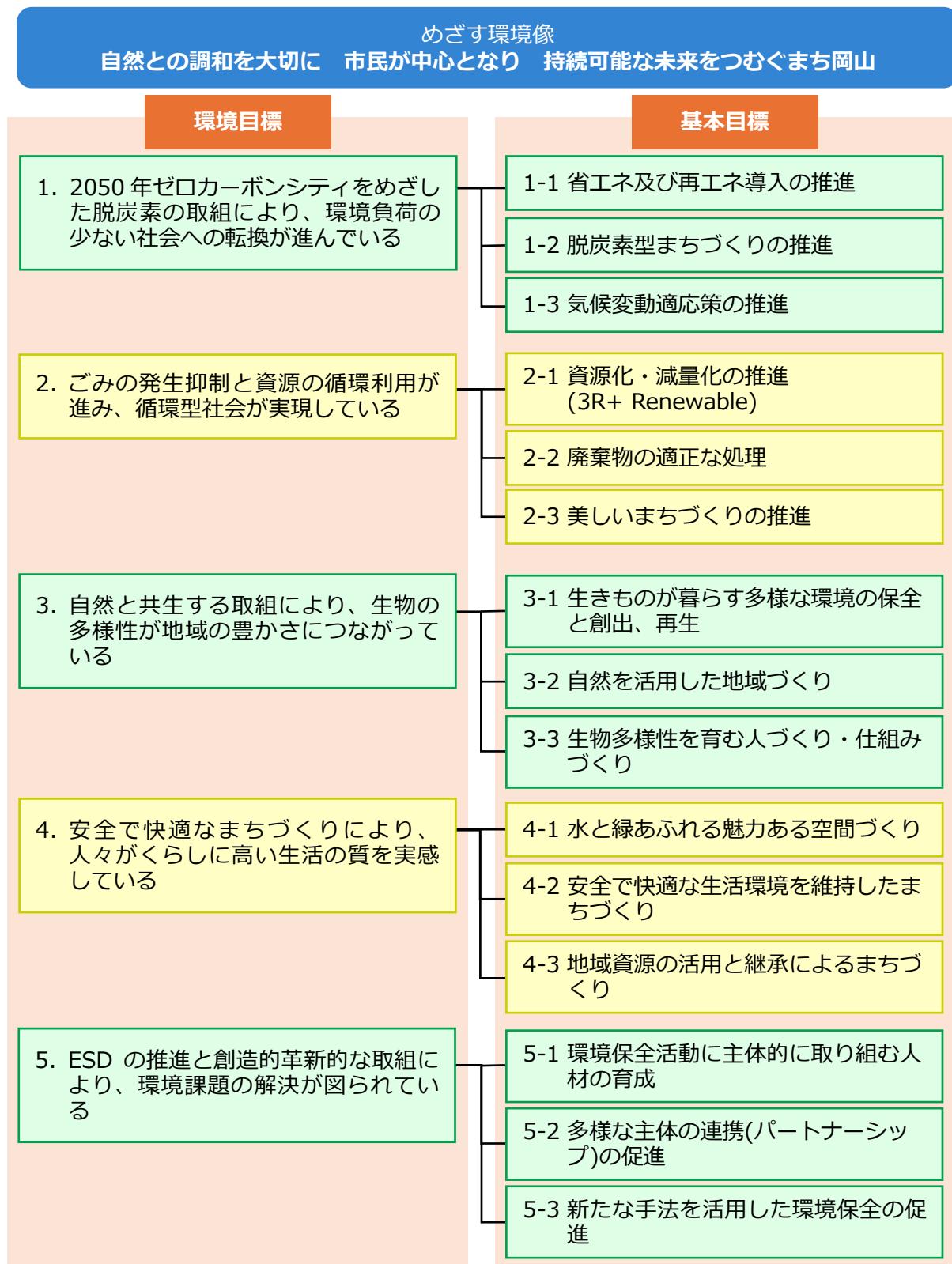
持続可能性 行動変容 幸福

自然との調和を大切にし 市民が中心となり 持続可能な未来をつむぐまち 岡山

2 5つの環境目標と基本目標の内容

「めざす環境像」の実現に向けて、5つの環境目標に対して、より具体的な施策の方向性を基本目標として設定しました。

本計画ではこれらに沿って、2035年までに「めざす環境像」の実現につなげていきます。



※次ページ以降の各取組方針と取組内容の見方は、以下の通りです。

(コラム)

環境目標 1：2050 年ゼロカーボンシティをめざした脱炭素の取組により、環境負荷の少ない社会への転換が進んでいる



2050 年ゼロカーボンシティ実現に向け、省エネ設備等の普及拡大や再生可能エネルギーの導入拡大、低炭素エネルギーの利用の進行等により、温室効果ガス排出量を削減し、みどりが吸收する温室効果ガス量と均衡した「カーボンニュートラル」の状態をめざします。あわせて市民・事業者・行政等が連携し、地球温暖化の緩和に努めるとともに、気候変動への適応を進めます。

1 将来予測

- 従来の取組だけでは CO₂ 排出量の削減が伸び悩み、排出量実質ゼロに届かない。
- 気候変動に起因する様々な分野への影響が拡大・深刻化する。

2 課題

- 再生可能エネルギーを最大限に活用するとともに、徹底した省エネルギー化を図る必要があります。
- 自動車への過度な依存から脱却するとともに、自動車自体の脱炭素化を図る必要があります。
- 市民・事業者・行政等、あらゆる主体の連携により、脱炭素社会に向け、エネルギー以外にも着目した取組を進める必要があります。
- 市民及び事業者が地球温暖化対策を生活や事業活動を豊かにするものと捉えた上で、自発的に脱炭素行動できるようにする基盤づくりが必要です。
- 気候変動の影響に対処する「適応」を「緩和」と同時に進めていく必要があります。

3 指標

指標値(単位)	基準値	中間目標 (2030 年度)	最終目標 (2035 年度)
温室効果ガス排出・吸収量 (千 t-CO ₂)	6,564 (2013 年度)	3,544 (46.0%削減)	2,626 (60.0%削減)
地球温暖化防止行動の実践度(%)	56.5 (2023 年度)	65	70

4 基本目標

1-1 省エネ及び再エネ導入の推進

太陽光発電をはじめ、バイオマス、太陽熱など、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を進め、市域のエネルギー自給率の向上を図るとともに、電力調達においても再生可能エネルギー由来の電力を積極的に選択することを推進します。併せて、省エネルギーも徹底し、家庭や事業所において、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進するとともに、ZEH・ZEB の普及促進や建築物の断熱性能の向上を進めます。そして、エネルギー使用量を「見える化」することで、省エネ行動の定着を図り、日常生活や業務における効率的なエネルギー利用を推進します。

市では、市有施設への太陽光発電などの再生可能エネルギー電力の導入、省エネルギー化や公用車の電動化など、自ら率先して温暖化対策を実行します。そして、市民・事業者に対しては、省エネルギー・再生可能エネルギーの利用を取り入れた脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促すとともに、学校や地域での環境教育・環境学習を推進します。

【施策】再生可能エネルギーの導入促進

省エネルギーの推進

市民・事業者の行動変容の促進

岡山市役所における率先行動

1-2 脱炭素型まちづくりの推進

自動車依存から公共交通や自転車、徒歩などへの転換により、環境負荷の少ない“スマートムーブ”を推進します。電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及や充電インフラの整備を進めるとともに、エコドライブの普及により、運輸部門全体の脱炭素化を図ります。

取組を進めるにあたっては、行政だけでなく市民・事業者など、あらゆる主体が循環型社会の推進や脱炭素型の都市づくり、エネルギーの地産地消などを推進するとともに、岡山連携中枢都市圏や他の指定都市との広域連携などを通じて、ゼロカーボンシティの実現をめざします。

【施策】スマートムーブの推進

地域連携の推進

市民・事業者の行動変容の促進（再掲）

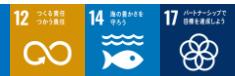
岡山市役所における率先行動（再掲）

1-3 気候変動適応策の推進

農業・水産業分野、水資源分野、自然生態系分野、自然災害分野、健康分野、市民生活・都市生活分野において、気候変動の影響への適応に向けた取組として、防災・減災対策や熱中症対策、ヒートアイランド対策等を進めます。

【施策】気候変動の影響への適応

環境目標 2：ごみの発生抑制と資源の循環利用が進み、循環型社会が実現している



循環型社会の実現に向けて、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）、リニューアブル（再生可能な資源に替える）を推進するとともに、プラスチックごみや食品ロス発生量の削減など市民・事業者の行動変容を促します。

1 将来予測

- ごみの排出量が減少する一方で、資源化率は横ばいになる。
- 再資源化等が進み、ごみの焼却量・埋め立て量が減少する。
- 世界的な脱プラスチックの動きが加速化する。
- 食品ロス発生量が横ばいになる。

2 課題

- 岡山市のごみ排出量は家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあり、資源化率はプラスチック資源の回収率により、2024年度は36%まで上昇しているが、今後はほぼ横ばいになることが予測されるため、引き続きごみの排出量の削減と資源化率を向上させ、ごみの分別や資源化に向けた啓発活動の推進が求められます。
- 資源を効率的に循環利用することで廃棄物を出さない持続可能な経済社会への移行を促進する必要があります。
- プラスチックごみの削減や適正処理の推進、回収・リサイクル体制の強化が必要です。
- 食品ロス削減についての施策の推進が求められます。
- 市民・事業者に向けたごみの減量化・資源化に関する意識と行動の変容を促す必要があります。

3 指標

指標値(単位)	基準値	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量(g)	713 (2024年度)	670	633
ごみの資源化率(%)	35.9 (2024年度)	38.5	39.6

4 基本目標

2-1 減量化・資源化の推進(3R+ Renewable)

ごみ対策の全般にわたる基本目標として、市民・事業者・行政が一体となって 3R+ Renewable の推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現をめざします。

また、プラスチックごみ対策については、収集体系の構築、事業者への啓発・指導、資源化による温室効果ガス排出の削減を図ります。

食品ロスについては、全ての市民や食品関連事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、多様な主体が連携し、市民運動として食品ロスの削減を推進していきます。

【施策】リデュース（ごみを減らす）の推進

リユース（繰り返し使う）の推進

リサイクル（再資源化する）の推進

リニューアブル（再生可能な資源に替える）の推進

食品ロス削減の推進

2-2 廃棄物の適正な処理

環境性に優れ、より効率的・経済的なごみ処理の広域化を推進するとともに、老朽化した廃棄物処理施設を計画的に改修し、持続的な処理機能を確保します。

【施策】廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理の監視・指導

安全・安心・安定的なごみ処理体制の構築

2-3 美しいまちづくりの推進

地域の自主的な環境美化活動を進めることで、たばこの吸殻やごみのポイ捨てがない美しいまちづくりをめざします。また、地域内の道路、河川、公園等の清掃・美化・除草等、自主的な環境づくりを推進します。

さらに、上空監視を実施し、これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化し、不法投棄対策を推進します。

このほか、瀬戸内海に面し、大小さまざまな河川等のある岡山市が、陸上などからプラスチックごみが海洋に流出することを防止する対策を講じます。

【施策】美しく、快適なまちづくりの推進

不法投棄対策の強化

海洋プラスチックごみ対策の推進

環境目標 3：自然と共生する取組により、生物の多様性が地域の豊かさにつながっている



水辺や森林、里地里山、農地などを適切に保全・創出・再生・管理することにより、緑と水辺のネットワークを形成し、生物多様性の保全を推進します。また、市民・事業者・大学・行政等の連携で、多様な形態による自然環境の保全と利活用を推進します。

1 将来予測

- 自然保護活動の担い手不足や自然への関心の低下により、環境保全活動が減衰する。
- 気候変動・開発行為により里地里山や水辺の自然環境が減少し、野生生物の生息・生育環境が限定される。
- 希少な野生生物の個体数が減少する。
- 外来生物やイノシシなどの鳥獣被害が増加し、市内の生態系が脅かされている。

2 課題

- 市民等の自然保護活動により、保全されている里地里山や水辺の自然環境が、継続して維持される必要があります。
- 岡山市内の野生生物には、開発行為等に伴う生息・生育場所の減少の影響等により、急速に個体数を減らし、絶滅の危機に瀕している種が確認されています。
- 30by30 目標の達成に向けて取り組むため、自然共生サイトなど保全に協力的な区域に認定される必要があります。
- 岡山市は自然が豊かであると感じる市民が多い一方、生物多様性保全への意識や自然保護活動への関心は高くないため、自然への関心を高める機会を増やしていく必要があります。
- 外来生物やイノシシなどによる鳥獣被害の抑制を推進する必要があります。

3 指標

指標値(単位)	基準値	中間目標 (2030 年度)	最終目標 (2035 年度)
自然共生サイトの認定数(箇所)	2 (2025 年度)	10	10
自然保護地域(身近な生きものの里など)におけるシンボル種の確認率 (%)	97 (2025 年度)	100	100

4 基本目標

3-1 生きものが暮らす多様な環境の保全と創出、再生

岡山市は、里地里山や水辺をはじめ身近なところでも多様な生物がすむ環境に恵まれています。この豊かな生物多様性を将来へ継承するため、河川や干潟などの水辺や森林、農地等の緑の適切な保全・創出・再生・管理を進め、緑と水辺のネットワークを形成します。

また、農地・山林等の管理放棄地の拡大などは、野生生物の生息・生育への影響が大きいことから、関係機関等と連携し、希少な野生生物の保護や、外来生物対策を推進します。

【施策】生物多様性を育む水辺の保全、維持・強化

生物多様性を育む里地里山や緑地、農地の保全

希少野生生物の保護及び生物多様性の回復・創出、生態系ネットワークの形成

外来生物対策の推進

3-2 自然を活用した地域づくり

生物多様性の豊かさは、食料生産、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収、幸福度（ウェルビーイング）の向上などわたしたちのくらしに様々な恵みをもたらしています。

将来にわたってその恵みを受け続けるために、森林や緑地、河川等によるグリーンインフラの機能活用や流域治水、農地・農業用施設の保全、環境にやさしい農業、森林の適切な保全や森林資源の循環利用の推進、漁場環境の保全、地産地消等の取組を進めます。あわせて有害鳥獣による農作物被害を防止するため、有害鳥獣に強い地域づくりを推進します。

また、操山や、日応寺自然の森、たけべの森、貝殻山市民憩いの森や、旭川・百間川・吉井川・西川緑道公園などの河川や水路などでは、身近な自然とふれあうことができます。これらの自然や緑地を活用し、子どもたちの自然体験や学び、自然と人がふれあい心身がリフレッシュする機会の創出を図ります。

【施策】自然環境の機能を活用したインフラ整備

持続可能な農林水産業及び、有害鳥獣対策の推進

身近な自然にふれあえる地域づくり

3-3 生物多様性を育む人づくり・仕組みづくり

岡山市の生物多様性は、人と自然の適度な関わりの中で形作られてきたものであり、人の関わり方が大切になります。生物多様性の豊かさを継承するためには、行政、市民、事業者が、生物多様性に関する理解を深め、次の担い手を育む地域づくりが必要です。

そのため、専門家及び市民による調査を行い、野生生物や生物多様性に関する実態の把握を行います。また、岡山市の生物多様性に関する情報発信や普及啓発等を集め、その活用推進する拠点づくりを行うことで、生物多様性の保全に積極的に関わる市民・事業者を増やし、パートナーシップの裾野を広げ、市民、事業者及び行政等の様々な主体と連携した取組を推進します。

【施策】生物多様性の恵みを意識したライフスタイルへの転換促進

生物多様性についての学び、実践の促進

生物多様性に関わる情報拠点の構築、及び様々な主体との連携の推進

環境目標4：安全で快適なまちづくりにより、人々がくらしに高い生活の質を実感している



安全で快適な生活環境を享受できるまちづくりのため、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動など市民の健康を保護し生活環境を保全するため、様々な環境負荷の低減を図ります。さらに、土壤汚染やアスベスト等の重要課題を含め、汚染物質の排出を抑制し、継続的な環境監視を実施します。

また、街並みや歴史文化・景観・緑などが維持保全されることで、文化的で住みやすさを実感できる生活環境の維持をめざします。

1 将来予測

- 河川等の公共用水域や大気などの生活環境はおおむね良好な環境が保たれているが、産業構造の変化や科学的知見の集積等により新たな環境課題への対応が必要になる。
- 市街地を中心に緑被率の低下や樹形を損ない本来の機能を発揮できない樹木の増加により、快適さを感じることができなくなる。
- 技術の進歩により環境改善が進む。

2 課題

- 大気や公共用水域に排出される汚染物質は、法令による規制に加え、事業者の自主的な取組により排出量が削減されている。一方で、土壤汚染やアスベスト等の近年の重要な課題への対策が求められています。
- 市街地における身近な緑が失われつつある中で、暑熱対策、ウェルビーイング、憩いを感じられる良好な都市景観の形成など多面的な緑の機能が求められており、緑の必要性が見直されています。
- 市街化区域の緑被率は政令指定都市の中で低位となっています。都市の風格やイメージの向上を図るため、街路樹の再生をはじめとした緑のボリュームアップを進めていく必要があります。
- 岡山固有の美しい景観は、市民の誇りや愛着につながる共有財産であり、将来にわたり保全・形成していく必要があります。
- 各地域が大切にする歴史・文化遺産の掘り起こしや、市民や来訪者に対する魅力の発信に継続して取り組む必要があります。

3 指標

指標値(単位)	基準値	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
大気・水質・土壤環境基準(SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、BOD、ダイオキシン類)達成率(%)	100 (2024年度)	100	100
公園・緑地の整備や緑化推進に対する市民満足度(%)	43.8 (2023年度)	-	50

4 基本目標

4-1 安全で快適な生活環境を維持したまちづくり

水質汚濁や大気汚染などの環境負荷を低減するとともに、さらなる対策が求められている土壤汚染やアスベスト等の問題に適切に対応するため、工場・事業場等への立ち入りを充実し、有害物質の飛散・拡散の未然防止及び法令遵守意識の向上を図ります。

工場・事業場による水質汚濁防止対策に加え、下水道整備計画に基づく下水道整備や合併処理浄化槽の設置促進による生活排水対策を継続し、水環境を保全するとともに、大気汚染、騒音・振動・悪臭など市民の生活環境の保全に向け、環境負荷の低減を図ります。

また、水資源を大切に使い、有効に活用するため、節水や水循環利用を呼びかけます。

このほか、災害時の環境影響防止のための情報提供や、災害対応の事前準備などに向けた取組みを進めます。

【施策】公共用水域・地下水の水質の把握

- 工場・事業場と家庭の生活排水対策の推進
- 節水と地下水かん養の推進
- 工場・事業場等の発生源対策
- 自動車交通対策の推進
- 大気汚染の状況の把握及び対策の推進
- その他の生活環境保全の推進
- 有害物質による環境リスクの低減
- 災害時の迅速・的確な環境保全対応

4-2 水と緑あふれる魅力ある空間づくり

旭川、西川・枝川緑道公園、操山など良好な水と緑があり、市民に親しまれていますが、市街地の緑の質を高める必要があります。都市生活に憩いと潤いをもたらす緑と水の空間づくりのため、オフィスビルや工場、駐車場など、まちのいろいろなところに新たな緑の創出を図るなど快適な環境づくりを行います。また、市街地周辺の操山、半田山、京山、矢坂山、市街地近郊の吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山における緑について保全と活用を図ります。

【施策】市街地の緑化、緑地保全

- 岡山市や地域のシンボルとなる街路樹等の創出・育成
- 水辺や緑道のネットワーク化
- 快適な環境づくり

4-3 地域資源の活用と継承によるまちづくり

市内には、緑や水辺、特色ある建築物や街並み、文化、古代吉備の歴史を伝える古墳や岡山城などの歴史・文化遺産など様々な地域資源があります。

地域の特性と地域資源を活かし、景観計画に基づき、市民、事業者、行政の役割分担のもと、協働して美しく風格ある岡山固有の景観を未来へ引き継いでいきます。また、空き家など住宅ストックの活用、既存資源の活用などによる良好な都市環境づくりを図ります。

一方、歴史・文化遺産については、文化財の指定を進め、歴史・文化遺産の保護と継承を確かなものにするとともに、農業土木遺産や日本遺産など地域の歴史資源の掘り起こしと発信に取り組みます。さらに、地域住民による地域固有の歴史・伝統・文化の保存・活用等の取組を支援します。

【施策】魅力ある都市景観の保全・形成

- 歴史的景観と文化遺産の保全・活用

市民・事業者に環境意識が根付き、暮らしや事業活動のなかで多様な環境保全が行われ、IoTやAIなどの技術の活用により、多様な主体の連携による環境保全が行われていることで、様々な環境課題の解決をめざします。

1 将来予測

- 若者世代を中心に、環境に配慮した暮らしへ市民の関心は増えるものの、環境づくりに関わる市民・事業者は増えず、市全体としての行動変容が少しずつしか進まない。
- 少子高齢化・人口減少により既存の環境保全団体が減少し、活動が低調になり、自然環境の劣化やまちの活気や魅力の喪失が生じる。
- 環境活動や取組が減少する一方、新たな担い手による取組が生まれる。

2 課題

- 平成17年（2005年）からESDに取り組んでおり、持続可能な社会の担い手の育成や、多様な団体への活動支援など、SDGsの達成につながるESDの取組を一層進めていく必要があります。
- 市民や活動団体とのパートナーシップの強化や相互の情報共有、協働事業の企画・運営を継続的に進めている一方で、環境保全活動を継続するため、次世代に向けた人材育成を進める必要があります。
- 環境基本計画策定に向けた市民アンケートでは、環境活動への興味はあるものの活動機会やイベントに関する情報提供や実施回数が不足しているという意見があり、市民や事業者に伝わる情報発信やPRを行ることが必要です。
- 今後、少子高齢化が進むなか、環境づくりの現場には市民や事業者の積極的な活動参加が求められます。そのために、岡山市は地域の魅力をわかりやすく伝え、できるだけ多くの機会と情報を提供することで、環境に対する意識改革を促し行動を習慣づける「行動変容」を促す必要があります。また、IoTやAIなど急速に進展しているデジタル技術の有効活用が求められています。

4 指標

指標値(単位)	基準値	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
地球温暖化防止行動の実践度 (%)【再掲】	56.5 (2023年度)	65	70
環境学習プログラムの参加者数 (人)	52,713 (2024年度)	70,000	70,000
岡山ESDプロジェクト参加組織数 (団体)	397 (2024年度)	480	—

5 基本目標

5-1 環境保全やESDに取り組む人材の育成

環境問題は、私たちの日常の生活や事業活動等に起因し、社会経済活動と複雑に関係していることから、すべての人が問題解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

こうした中、岡山市では、持続可能な社会づくりにむけ、2005年からESD(持続可能な開発のための教育)を推進し、環境保全をはじめとした社会の課題を自分ごととして学び、自ら主体的に取組んでいけるような学習機会の提供や支援を行ってきました。

今後とも、ESD活動の推進を図り、多様な主体で連携・協働し、学校や公民館などの教育機関、市民や事業者による学びの拠点など様々な学習の機会を通じて、環境保全や持続可能な社会づくりへの関心を高め、環境問題の解決に向けた行動する人が増えていく取組を進めます。

- 【施策】環境教育・環境学習の場と機会の提供
- ESD地域拠点事業の推進
- ※その他再掲施策あり

5-2 多様な主体の連携(パートナーシップ)の促進

環境保全の取組は、社会経済活動とも複雑に関連しており、問題の解決には、市民、企業、行政などがそれぞれの影響と役割を認識し、環境保全に向けた行動の見直しを図るとともに、その多様な主体がつながり、協働し、取組の輪を広げていくことが必要です。

これまで、岡山市では、循環型社会やゼロカーボンシティに向けた取組、ESDの推進など環境保全にかかわる分野をはじめ様々な分野で、行政、企業、市民、大学教育機関等が集い、環境問題の解決や持続可能な社会づくりに向けた協働の取組を行ってきました。今後とも、環境保全に向けた協働の輪を広げていく取組を進めます。

また、環境保全に関する多様な主体の連携を進めるための情報提供や人材育成、国内外の機関との交流、連携を進めます。

5-3 新たな手法を活用した環境保全の促進

環境保全の促進には、様々な手法があり、Jクレジット制度やTNFD(自然関連財務情報タスクフォース)など経済的手法による事業者の環境保全活動誘導などの制度が運用されています。岡山市内においても、経済的手法による環境保全を促進するしくみの普及拡大を図ります。

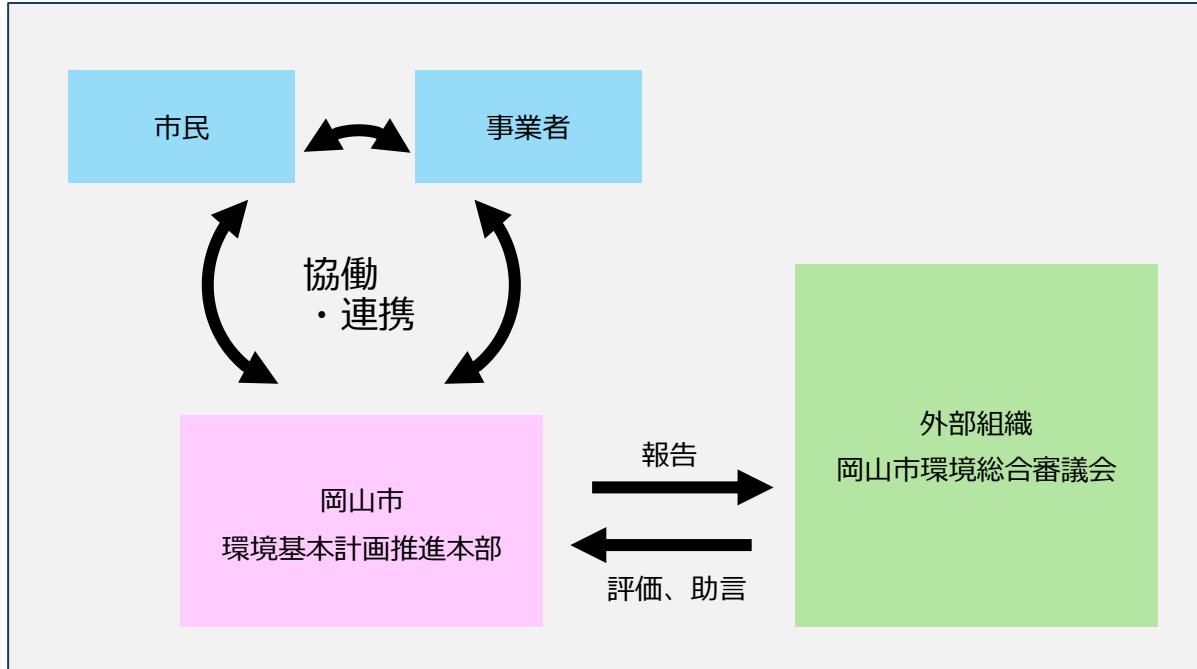
環境保全に向けた技術のイノベーションが進み、かつ、SDGs(持続可能な開発目標)をはじめとした国内外の目標や政策の見直しに対し、柔軟に対応していく必要があります。そのため、大学や企業、金融機関をはじめとした多様なステークホルダーが知恵を出し合い、国内外の機関とも連携しながら、多様化・複雑化する環境問題の解決をめざします。

- 【施策】市民や事業者に行動変容をもたらす制度の活用
- 企業や大学と連携した環境イノベーションの推進
- SDGsの達成にむけた取組の推進
- 優れた活動の顕彰

第3章 環境基本計画の推進について

1 推進体制

本計画は、市民・事業者等とともに協働・連携により推進していきます。



＜市民・事業者・行政の役割＞

- **市民：**
私たち一人ひとりの行動が環境に影響を与えていていることを理解し、持続可能な社会の実現に向けて、日常生活を見直し、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。また、地域などでお互いの知識や資源を共有しながら、身近な自然や地域環境を守る取組を主体的に行います。
- **事業者：**
現在の事業活動全体をより持続可能な方向へ転換し、環境負荷の低減、省エネルギー・廃棄物排出の抑制に加え、再生可能エネルギーの最大限の導入、循環資源の適正な循環的利用など環境への配慮を進めます。また、環境価値を創出する新技術やサービスを積極的に展開し、自然と調和するとともに、脱炭素化と資源循環の実現に貢献します。
- **岡山市：**
地域の環境保全と持続可能な社会の形成に向けた明確な目標と方針を示し、市民や事業者との協働体制を強化します。脱炭素化や自然との共生、循環型社会の形成に向けた行動変容を促す情報発信・支援を行い、活動への積極的な参加や自主的な取組が広がる基盤をつくります。あわせて、環境法令に基づく適正な指導・規制を実施し、自治体自らも環境負荷低減と再生に率先して取り組みます。

＜推進組織とそれぞれの役割＞

➢ 岡山市環境基本計画推進本部

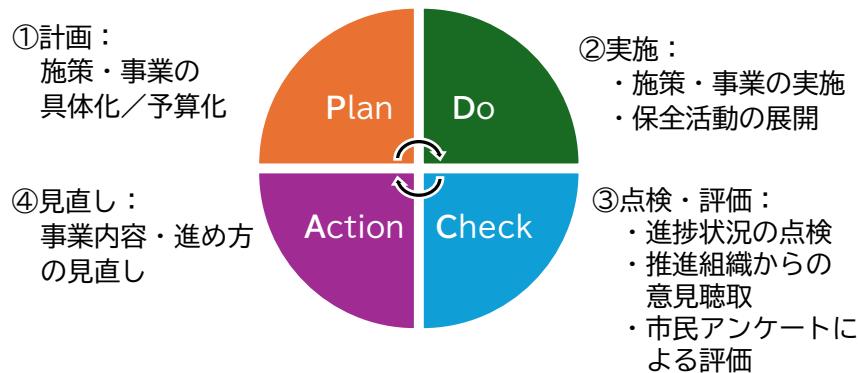
本計画の効果的な指針及び進行管理や施策・取組の総合的な調整を行い、府内の各担当部局との連携を図っていきます。

➢ 岡山市環境総合審議会

岡山市環境基本条例に基づき、有識者等により組織される会議。計画の実施状況を報告し、適切な評価や助言を行うことで、計画の総合的・効果的な推進を図っていきます。

2 進行管理

本計画の進行管理は、各環境目標の施策や取組の進捗状況を成果指標により、定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うことで、めざす環境像の着実な実現を図ります。



3 環境に配慮した開発等の考え方と誘導

本計画のめざす環境像を実現するためには、市民・事業者・岡山市が各々の事業や活動、取組の中で、環境に対する配慮を行うとともに、協働して環境づくりに取り組む必要があります。

このうちの主に開発や事業実施時に際しては、「開発事業に係る環境配慮指針」にしたがって、事業者（行政を含む）は自主的に環境への配慮を検討・実施します。

また、一定規模以上の開発事業に対しては、関係環境法令に基づく規制・指導が行われていますが、これに加え、岡山市環境影響評価条例などの運用により、きめ細かい環境配慮をめざします。

4 環境保全施策体系の見直し

環境分野における社会情勢の変化などに柔軟かつ早期に対応するため、状況に応じて見直しを図ります。令和12（2030）年度に計画の内容について見直しを行います。